



久学審第 8 号
令和4年7月27日

久喜市教育委員会
教育長 柿沼 光夫 様

久喜市立小・中学校学区等審議会
会長 山本 千恵子



久喜市立小林小学校及び久喜市立栢間小学校の通学区域について（答申）

令和4年6月8日付け久教学第258号において諮問のあった標記の件について、慎重に審議を行った結果、下記のとおり答申します。

記

○久喜市立小林小学校及び久喜市立栢間小学校の通学区域については、地域性や通学環境などを総合的に勘案し、次のとおりとすることが適当であると考えます。

- ・久喜市立小林小学校及び久喜市立栢間小学校の通学区域
久喜市立小林小学校の通学区域に「菖蒲町柴山枝郷（菖蒲町柴山枝郷字神の木及び菖蒲町柴山枝郷字丸谷）」を加える。
久喜市立栢間小学校の通学区域を「菖蒲町上栢間、菖蒲町下栢間、菖蒲町柴山枝郷」から「菖蒲町上栢間、菖蒲町下栢間、菖蒲町柴山枝郷（菖蒲町柴山枝郷字神の木及び菖蒲町柴山枝郷字丸谷を除く）」とする。
なお、これらの変更に伴い備考については廃止する。